

医療費控除には明細書の作成が必要

改正のポイント
平成29年分の確定申告から、**領収書の提出の代わりに「医療費控除の明細書」の添付が必須**となっています。

※医療費の領収書は自宅で5年間保存する必要があります。
(税務署から求められたときは領収書を提示または提出します)

医療費控除の明細書の記載例

① 医療を受けた方の氏名	② 病院・薬局などの支払先の名称	③ 医療費の区分	④ 支払った医療費の額
青色太郎	〇〇病院	☒ 診療・治療 ☐ 介護保険サービス ☐ 医薬品購入 ☐ その他の医療費	9,400円
〃	JR、〇〇バス	☐ 診療・治療 ☐ 介護保険サービス ☐ 医薬品購入 ☒ その他の医療費	1,560円
〃	△△薬局	☐ 診療・治療 ☐ 介護保険サービス ☒ 医薬品購入 ☐ その他の医療費	700円
青色花子	xx診療所	☒ 診療・治療 ☐ 介護保険サービス ☒ 医薬品購入 ☐ その他の医療費	4,400円

※「医療を受けた人」及び「病院・薬局」ごとに、1年分の金額を合計して記載します。

詳しい情報は税務署にお問い合わせください

税務署から届く書類

税務署からの「確定申告のお知らせ」葉書（1月下旬）

◇前年分の申告書を書面で提出された方、または税理士による代理送信にて電子申告された方には、原則として右図のお知らせ葉書が、税務署から1月末に届きます。
◇この葉書には、青色／白色申告の種別や予定納税額などの重要な情報が記載されていますので、**この葉書がお手元に届いた方は、必ず申告会場にお持ちください。**
※前年分の納税を納付書で行われた方には、葉書ではなく封書が届きますので、同じくご持参ください。

ご自身のマイナンバーカードで電子申告された方へ

◇ご自身のマイナンバーカードで電子申告された方には、上図の葉書は届きません。
◇同様の情報の確認には「マイナンバーカード」及び「利用者証明用の暗証番号（数字4桁）」が必要です。
◇念のため、**予定納税があった方は6月に税務署から届いた「予定納税の通知」を必ずご持参ください。**

公的年金等を受給されている方へ 所得税の確定申告不要制度

公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下（※1）であり、かつ、その公的年金等の全部が源泉徴収の対象となる場合において、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額（※2）が20万円以下であるときは、所得税及び復興特別所得税の確定申告は必要ありません。

- ・ 所得税及び復興特別所得税の還付を受けるためには、確定申告をする必要があります。
- ・ 公的年金等に係る雑所得以外の所得があり、その所得金額が20万円以下で所得税及び復興特別所得税の確定申告が必要ない場合であっても、住民税の申告が必要な場合があります。住民税に関する詳しいことは、お住まいの市区町村にお尋ねください。

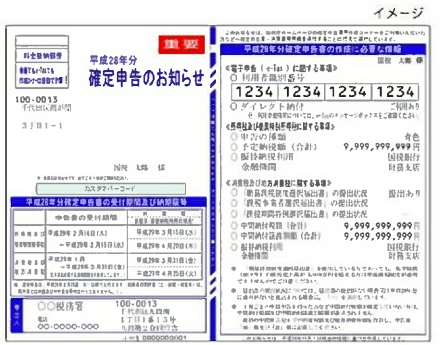
※1 複数から受給されている場合は、その合計額です。 ※2 「公的年金等に係る雑所得以外の所得」で主なもの所得金額の計算方法は、次のとおりです。

所得の種類	所得の内容	所得金額の計算方法
給与所得	給与・賞与、パート収入など	給与等の収入金額－給与所得控除 なお、給与等の収入金額が75万円を超える場合は、所得金額は20万円を超えます。
雑所得（公的年金等以外）	個人年金、原稿料など	総収入金額－必要経費
配当所得 ※上場株式等に係る配当所得の申告不要制度を選択した場合は除きます。	株式の配当や投資信託の収益分配金など	収入金額－株式などの元本取得に要した負債の利子
一時所得	生命保険の満期返戻金など	（総収入金額－収入を得るために直接要した金額－特別控除額【最高50万円】）× 1/2

詳しい情報は、税務署にお問い合わせください。

税のカレンダー

- 納期限を守りましょう！
口座振替を利用しましょう！
- 固定資産税の納期限
【随期分】南足柄市 1月31日(月)
 - 源泉徴収票の交付期限 1月31日(月)
 - 固定資産税の償却資産に関する申告期限 1月31日(月)
 - 給与支払報告書の提出期限 1月31日(月)
- ※国民健康保険料・介護保険料・後期高齢者医療保険料及び市県民税・町県民税の納期限については、お住まいの市町村にご確認ください。



詳しい情報は税務署にお問い合わせください

主な証明書の問い合わせ先

控除証明書等	生命保険料・地震（損害）保険料 ➡ 加入先の保険会社 届く時期：前年10月頃
	住宅借入金の年末残高証明書 ➡ 借入先の金融機関 届く時期：前年10月頃
	国民年金保険料 ➡ 日本年金機構 小田原年金事務所 0465-22-1391 届く時期：前年11月頃
	小規模企業共済掛金 ➡ 中小機構 コールセンター 050-5541-7171 届く時期：前年12月上旬
源泉徴収票等	国民健康保険料（税） ➡ お住まいの市町村 届く時期：1月下旬
	給与所得の源泉徴収票 ➡ 勤務先 届く時期：1月頃
	公的年金等の源泉徴収票 ➡ 日本年金機構 小田原年金事務所 0465-22-1391 届く時期：1月中旬～下旬
	個人年金の支払年金額等のお知らせ ➡ 加入先の保険会社 届く時期：1月中旬～下旬
	特定口座年間取引報告書 ➡ 開設先の証券会社等 届く時期：1月中旬～下旬

※保険料等の支払時期・方法や、年金等の受取時期・方法によって、証明書等の送付時期が異なることがあります。詳しくは各問合せ先にお尋ねください。
※控除証明書・源泉徴収票等を整理する際は、年分違いにご注意ください。

e-Taxをされる方はマイナンバーカード等のパスワードをお忘れなく

◇ご自身のマイナンバーカードでe-Taxをする際には、カード本体に加え、カード取得時に設定したパスワード（基本的に2種類）が必要です。

- ① 署名用パスワード
半角英数字で**6文字以上16文字以下**、かつ、**数字とアルファベットが混在**しているもの
 - ② 利用者証明用・入力補助用パスワード
半角数字で**4桁**
- ※控え用紙の様式は市区町村によって異なります。

◇ID・パスワード方式をご利用の方は、税務署が発行した「ID・パスワード方式の届出完了通知」（パスワードまで記載されたもの）をご持参ください。

e-Taxによる青色申告特別控除65万円の適用を希望される方へ

◇複式簿記での記帳に加え、決算書まで含めてe-Taxをするによる65万円控除の適用を希望される方は、上記のマイナンバーカード本体と暗証番号等に加え、次のデータ等をご持参ください。

- ① 国税庁HPで作成した決算書データ（**拡張子が「.data」のもの**）
※お手持ちのUSBメモリにデータを保存してご持参ください。
※**拡張子が「.pdf」のファイルではe-Taxできません**ので十分にご注意ください。
※機材と座席に限りがあることから、申告当日に会場内お客様が決算書データを入力するブースのご提供は致しかねます。何卒ご了承ください。
- ② 上記データの決算書を印刷したもの（控用のみ）
- ③ データ入力の基となった決算書
※**減価償却費の計算欄・不動産所得の収入の内訳欄のコピーを添付資料として税務署に提出**するために必要です。

経理に不安のある方へ

記帳支援事業（公益目的事業）

記帳処理サービス

青色申告特別控除65万円が適用されると、**所得税、住民税、国民健康保険料等**の負担が少なくなります！

パソコンと手書き、二つの帳簿作成方法が選べます！

毎月の伝票確認から**決算申告指導**まで、専属の**担当**者が付いた**完全予約制**。
だから、安心・便利です。

本サービスは、専属の担当が付き、節税効果の高い青色申告特別控除65万円が適用されるシステムです。会計の負担を軽減しながら、自計化をサポート致しますので、是非ご検討ください。

税理士関与の方は税理士にご相談ください

お問い合わせ | TEL 0465-24-2614(事業課)

ばっちり節税

とっても安心

会員限定
無料相談

要ご予約

24-2612

弁護士の
法律相談会

10時～12時

1月21日(金)

2月1日(火)

2月18日(金)

3月1日(火)

3月18日(金)

弁護士の
相続相談会

10時～12時

1月19日(水)

2月16日(水)

3月16日(水)

社労士の
年金・社会保険相談会

10時～12時

1月11日(火)

2月8日(火)

3月8日(火)

不動産
コンサルタントの
不動産相談会

10時～12時

1月27日(木)

2月24日(木)

3月24日(木)

経営
相談会

日時応談
24-2614まで
ご予約ください

会場

注意
同一内容のご相談は重ねてできません。予めご了承ください。

納税者センター・青色会館